

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年3月10日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年4月13日まで縦覧に供する。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東杉尾地区	坂出市建設経済部 産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 仏願地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新開神谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新開高屋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 墨坪池地区	〃